

騒音・振動規制法および福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく

特定(指定)施設に係る届出の手引き

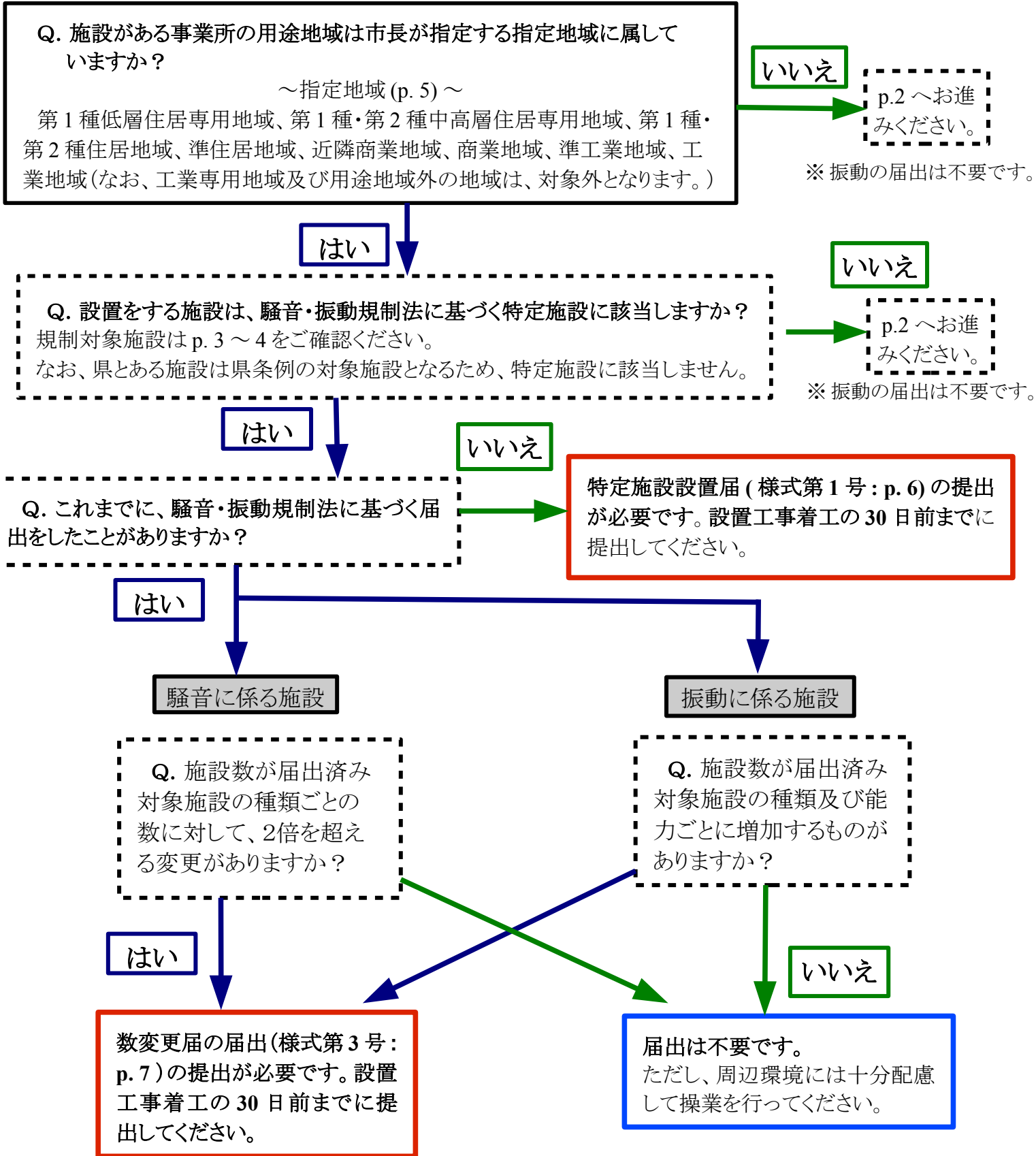
< 工場・事業場 編 >

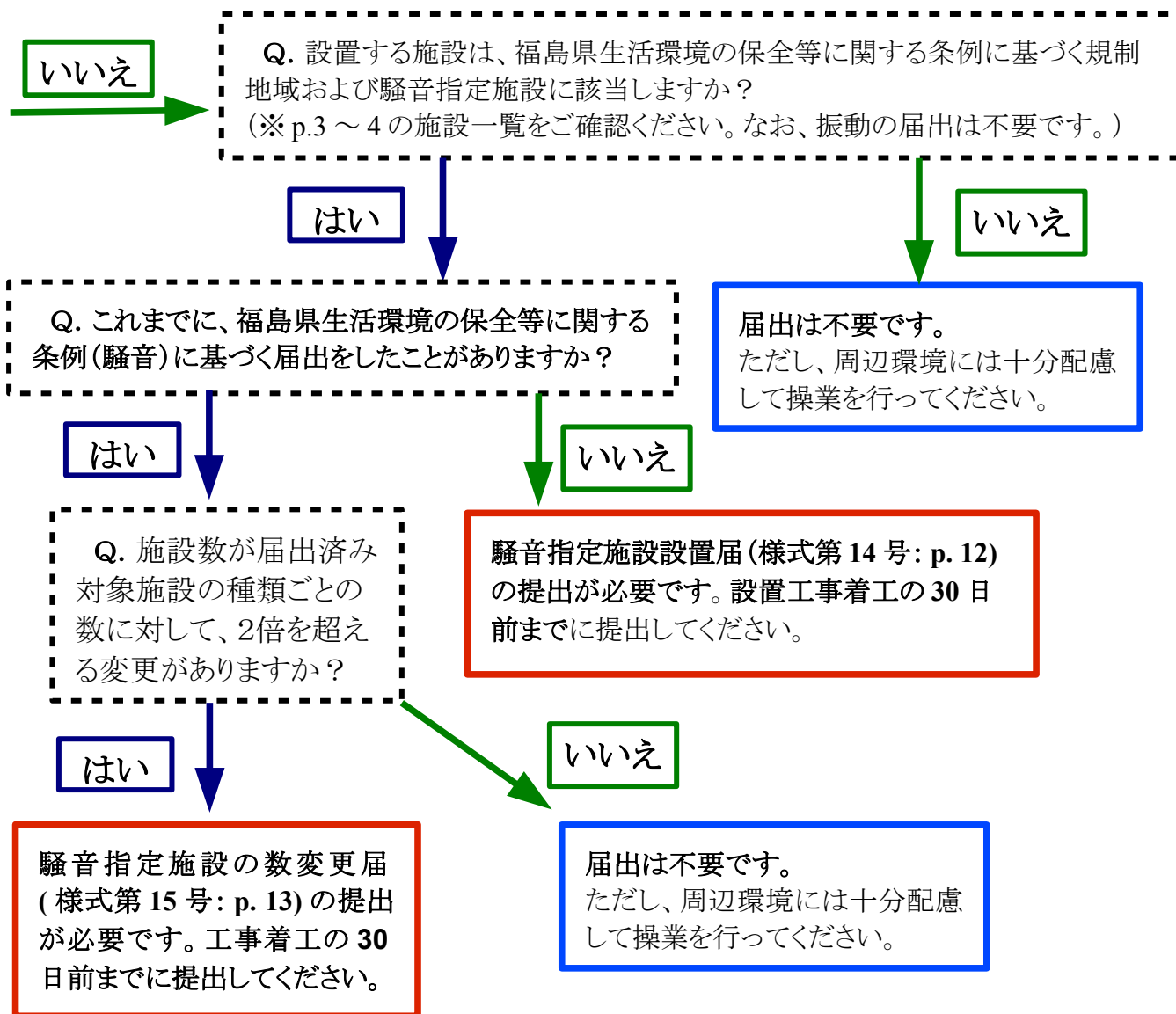
=目次=

1. 届出のフローチャートおよび届出チェックリスト p.1
2. 規制法および対象施設について p.3
3. 規制地域および規制基準 p.5
4. 届出様式および記入例(他、届出時に必要となるもの) p.6
5. Q & A p.17

会 津 若 松 市

1. 届出フローチャートおよび届出チェックリスト





【設置・数変更届出のチェックリスト】

	届出書
	工場の周辺地図
	工場内の特定・指定施設(機械)の配置図
	特定・指定施設(機械)のカタログの写し (騒音:騒音値が書かれているもの、振動:振動値が書かれているもの。不明な場合は、メーカー等へ問い合わせください。)
	上記書類を正副の 2 部準備する。
	届出が期限内である。(施設の設置工事開始日から 30 日前まで) ※届出期限に間に合わない場合は、遅延理由書の提出が必要です。

※ その他の「氏名等変更届出」及び「承継届出」は登記簿謄本の写し等の書類を添付して提出してください。「使用全廃止届出」は届出書のみでの提出となります。なお、届出はいずれも正本と副本の二部必要となります。

2. 規制法および対象施設について

騒音規制法、振動規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき、指定地域内において工場・事業場に騒音・振動の発生する施設を設置する場合は、予め届出ることおよび規制基準を遵守する義務があります。

また福島県生活環境の保全等に関する条例では、騒音規制法において指定地域とされていない地域も含む会津若松市全域を対象とし、工場及び事業場に設置される施設のうち著しい騒音を発生する施設を騒音指定施設として定め規制を行っています。

2.1 規制対象施設

2.1.1 【騒音】特定及び指定施設 【※設置工事 30 日前までに市に届出が必要です。】

1	金属加工機械
	イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。)
	ロ 製管機械
	ハ ベンディングマシン(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)
	ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	ホ 機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)
	ヘ せん断機(原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)
	ト 鍛造機
	チ ワイヤフォーミングマシン
	リ プラスト(タンブラスト以外ののものであつて、密閉式のものを除く。)
	ヌ タンブラー
	ル 切断機(といしを用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
県	土石用又は鉱物用の破砕機及び摩砕機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
県	土石用、鉱物用、飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械
	イ コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。)
	ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
7	木材加工機械
	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)
	ハ 碎木機
	ニ 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)
	ホ 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)
	ヘ かな盤(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)
8	抄紙機
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)

10	合成樹脂用射出成形機
11	鑄型造型機(ジヨルト式のものに限る。)
県	ガソリンエンジン(定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
県	ディーゼルエンジン(定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
県	冷凍機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)

(注1) 県条例の騒音指定施設は、騒音規制法に規定する指定地域内にある特定工場等に設置する騒音発生施設には適用されません。

(注2) 特定及び指定施設のうち「県」と明記されている施設は県条例のみの指定施設です。

2.1.2 【振動】特定施設 【※設置工事30日前までに市に届出が必要です。】

1	金属加工機械
	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ せん断機（原動機の定格出力が1 kW以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロッカマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）
6	木材加工機械
	イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鑄型造型機（ジヨルト式のものに限る。）

3. 規制地域および規制基準

3.1 騒音規制法・県条例の規制地域及び規制基準

地域区分	基準値 (dB)・時間の区分			該当地域 (都市計画法に定める用途地域)
	昼間 (7時～19時)	朝 (6時～7時) 夕 (19時～22時)	夜間 (22時～6時)	
第1種区域	50	45	40	第1種低層住居専用地域
第2種区域	55	50	45	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	60	55	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域以外の地域
第4種区域	65	60	55	工業地域
第5種区域	75	70	65	工業専用地域

(注1) 学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館並びに特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50m区域では上表に掲げる数値からそれぞれ5dBを減じた値となります（ただし、第1種区域を除く。）。

(注2) 工場等の敷地が区域の区分を異にする隣地と直接接する場合における規制基準は、当該工場等の敷地に係る区域の区分に応じた値と当該隣地に係る区域の区分に応じた値との和の2分の1に相当する値です。

(注3) 該当地域のうち下線を付した地域は、県条例の規制地域です。

3.2 振動規制法の規制地域及び規制基準

地域区分	基準値 (dB)・時間の区分		該当地域 (都市計画法に定める用途地域)
	昼間 (7時～19時)	夜間 (19時～7時)	
第1種区域	60	55	第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	65	60	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(注) ただし、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dB減じた値とします。

4. 届出様式および記入例

4.1 規制法に係る届出(騒音)の記入例

(※振動について様式は異なりますが、記載内容はほぼ同様です。)

様式第1

特定施設設置届出書

〇〇年 〇月 〇日

会津若松市長 様

※届出者は元請業者となります。

届出者 会津若松市〇町〇丁目〇番〇号
 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇



騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	△△株式会社 △△工場		※ 整理番号		
工場又は事業場の所在地	会津若松市△△町△△ 丁目△番△号		※ 受理年月日	年 月 日	
工場又は事業場の事業内容	製造業 ※分類は日本産業分類による		※ 施設番号		
常時使用する従業員数	20人		※ 審査結果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備考		
特定施設の種類の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
付表1参照	数が多い場合は、付表1参照としてください(記入例 p. 8)。				

備考

- 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

様式第3

特定施設の種類ごとの数変更届出書

〇〇年 〇月〇〇日

会津若松市長 様

※届出者は元請業者となります。

届出者 会津若松市〇町〇丁目〇番〇号
 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇



騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	△△株式会社 △△工場		※ 整理番号					
工場又は事業場の所在地	会津若松市△△町△ 丁目△番△号		※ 受理年月日		年 月 日			
			※ 施設番号					
			※ 審査結果					
			※ 備考					
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
2. 空気圧縮機 及び送風機	○	11kW	1	4	8:00	6:00	17:00	20:00
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 数が多い場合は、付表1参照と記入してください。 </div>								

備考

- 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であつても、法第8条第1項ただし書の規定により届を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

付表 1

騒音特定施設の種類の数

騒音特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
2. 空気圧縮機及び送風機	○○	11kW	1	8:00	17:00
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 県条例 騒音指定施設の種類の数 </div>					
ディーゼルエンジン (非常用発電機)	○○	15kW	1	0:00	24:00
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 非常用の場合でも、届出が必要です。 使用時間等については、上記記入例を参考としてください。 </div>					
参考事項					

備考

- 騒音特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行規則別表第 に掲げる項番号及び名称を記入すること。
- 騒音特定施設の規模、構造等の参考となる仕様書又はカタログの写しを添付すること。

付表 2

騒音の防止の方法

騒音特定施設の種類の種類	2. 空気圧縮機及び送風機	
音源での騒音レベル (dB(A))	80 dB (機側より 1m)	カタログ等に記載されている 数値を記入
建屋の壁材質と厚さ	〇〇材を用いた壁、 厚さ:〇〇mm	
敷地境界までの距離 (m)	10 m	機械側面から直近の敷地境界 までの距離
その他の騒音防止 対策	屋内設置 防音壁の設置	別途対策を行っている場合、記入
敷地境界線での騒音 レベルの予測 (dB(A))	50 dB	下記の計算結果を記入
騒音特定工場等の 周辺の状況	周辺の状況について記入 なお、近隣50m以内に学校、保育所、病院、図書館、老人ホーム等 (※詳細は p. 5を御覧ください)、がある場合は必ず記入。	
(防音・遮音計算)		
<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>計算過程・結果を記入してください。</p> </div> <p>※ 予測値が基準値を超えないよう防音対策をしてください。</p>		

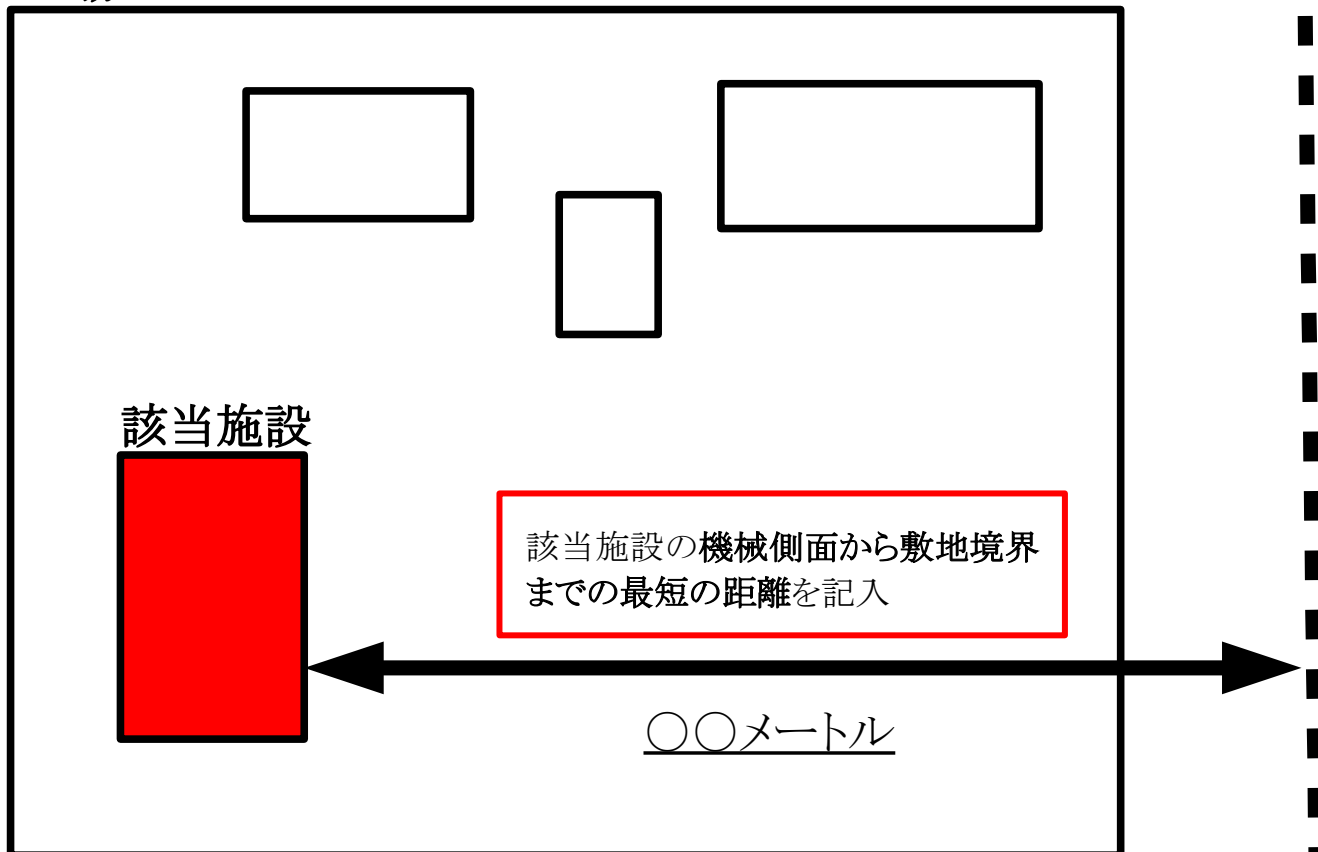
備考

- 1 その他の騒音防止対策の欄には、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を記入すること。
- 2 騒音特定工場等の立面図を添付すること。

工場内での配置図(例)

敷地境界

工場



※ なお、工場内配置図のほかに、工場周辺の地図および該当施設の騒音値が分かるようなカタログを添付してください。

氏名等変更届出書

〇〇年 〇月 〇日

会津若松市長 様

※届出者は元請業者となります。

届出者 会津若松市〇町〇丁目〇番〇号
 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇



氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	(例:社長名の変更) 会津 太郎	※ 整理番号	
	変更後	会津 次郎	※ 受理年月日	年 月 日
変更年月日		〇〇年〇月〇日	※ 施設番号	
変更の理由		組織編制のため	※ 備考	

備考

変更年月日から**30日以内**に届出をしてください。

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

別途、確認のため登記簿謄本の写し等の書類を添付してください。

様式第8

承 継 届 出 書

〇〇年 〇月 〇日

会津若松市長 様

届出者 会津若松市〇町〇丁目〇番〇号
 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇-〇〇〇〇



特定施設に係る届出者の地位を継承したので、騒音規制法第11条第3項の規定により、次のとおり届けます。

工場又は事業場の名称	会津〇〇工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	会津若松市〇〇町〇番〇号	※ 受理年月日	年 月 日
承継の年月日	〇〇年〇月〇日	※ 施設番号	承継した日から 30日以内 に届出をしてください。
被承継者	氏名又は名称	△△△株式会社	
	住所	会津若松市△△町△番△号	
承継の原因	(例) 事業譲渡のため	被承継者の欄は、承継元（以前の届出者）の内容を記入してください。	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

別途、確認のため登記簿謄本の写し等の書類を添付してください。
 義務はありませんが承継の対象となる「施設の種類」の一覧表の添付をお願いします。

4.2 生活環境の保全等に関する条例に係る届出の記入例

様式第14号(第48条関係)

騒音指定施設設置(使用)届出書

会津若松市長 様

※届出者は元請業者となります。

〇〇年 〇月〇〇日

住所

会津若松市〇町〇丁目〇番〇号

届出者 氏名又は名称

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

代表者
印

福島県生活環境の保全等に関する条例第64条第1項(第65条第1項)の規定により、騒音指定施設の設置(使用)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	△△株式会社 △△工場		
工場又は事業場の所在地 (都市計画法の用途地域)	会津若松市△△町△丁目△番△号		
騒音指定施設の種類ごとの数	付表1のとおり	p. 8を参考に記入してください。	
騒音の防止の方法	付表2のとおり	p. 9を参考に記入してください。	
資本の額または出資の総額	1000万円	常時使用する従業員の数	20人
公害防止担当部課 (担当者氏名・連絡先)	〇〇部〇〇課 〇〇 〇〇 (電話番号) 〇〇〇-〇〇〇〇		
業種	中分類	13 家具・装備品製造業	小分類 131 家具製造業
事業の内容	家具・装備品製造業 ※業種の分類は日本産業分類によります。		

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日
-----------	--	------------	-------

備考

- 1 業種の欄は、日本標準産業分類により記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

騒音指定施設数変更届出書

〇〇年 〇月〇〇日

会津若松市長 様

届出者

※ 届出者は元請業者となります。

住 所 会津若松市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社

氏名又は名称 代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇

法人にあつては、その代表者の氏名



福島県生活環境の保全等に関する条例第 66 条第 1 項の規定により、騒音指定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	△△株式会社 △△工場			
工場又は事業場の所在地	会津若松市△△町△丁目△番△号			
騒音指定施設の種類ごとの数	付表のとおり	p. 8 を参考に記入してください。		
公害防止担当部課 (担当者氏名・連絡先)	〇〇部〇〇課 〇〇 〇〇 (電話番号) 〇〇〇 - 〇〇〇〇			
業 種	中分類	13 家具・装備品製造業	小分類	131 家具製造業
事 業 の 内 容	家具・装備品製造業 ※業種の分類は日本産業分類によります。			

※ 整理番号		※ 受付年月日	年	月	日
-----------	--	------------	---	---	---

備考

- 1 業種の欄は、日本標準産業分類により記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

氏名等変更届出書

〇〇年 〇月〇〇日

会津若松市長 様

※届出者は元請業者となります。

届出者

住 所

会津若松市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

氏名又は名称

代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇- 〇〇〇〇

代表者の印

法人にあつては、その代表者の氏名

次のとおり変更があつたので、福島県生活環境の保全等に関する条例第68条の規定により届け出ます

変更の内容	変更前	〇〇 〇〇	※整理番号	
	変更後	△△ △△	※受付年月日	年 月 日
変更年月日		〇〇年 〇月〇〇日	※施設番号	
変更の理由	組織編成のため		※備考	
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 別途、確認のため登記簿謄本の写し等の書類を添付してください。 </div>				

変更年月日から**30日以内**に届出をしてください。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 氏名については、記名押印に代えて、署名することができる。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

承継届出書

〇〇年〇月〇日

会津若松市長 様

住所 会津若松市〇町〇丁目〇番〇号
 届出者 〇〇株式会社
 氏名又は名称 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇-〇〇〇〇

法人にあつては、その代表者の氏名



騒音指定施設に係る届出者の地位を承継したので、福島県生活環境の保全等に関する条例第69条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	会津〇〇工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	会津若松市〇〇町〇番〇号	※受付年月日	年月日
施設の種類	冷凍機	※施設番号	
施設の設置場所	第〇号建屋		
承継年月日	〇〇年〇月〇日		
被承継者	氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名	△△△株式会社	※備考
	住所	会津若松市△△町△番△号	被承継者の欄は、承継元（以前の届出者）の内容を記入してください。
承継の原因	(例)事業譲渡のため		

別紙参照でも
かまいません

承継した日から30日以内に
届出をしてください。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 氏名については、記名押印に代えて、署名することができる。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

別途、確認のため登記簿謄本の写し等の書類を添付してください。

5. Q&A

Q. 届出は郵送でも受付可能か。

A. 届出書類の不備等の確認を行うため、原則は持ち込みとしています。

Q. どの指定地域に区分されるのか、わからない。

A. インターネットをご利用いただける環境であれば、市 HP よりご確認いただけます。不明な点などあれば、環境生活課までご連絡ください。

Q. エアコンの室外機のように、どの施設が規制対象となっているのかわからない。

A. 環境生活課までご連絡ください。

Q. 届出の提出が遅れてしまったので、どうすればいいのか。

A. 遅延理由書を作成し、届出書に添付して提出してください。

Q. 届出をしたいが、騒音の予測値が基準値を超える。

A. 防音対策の専門業者等に相談して、基準を超えないよう対策を講じてください。

Q. 届出をしない場合などは、罰則があるのか。

A. 事業者が届出をせず、または虚偽の届出や報告をした場合などは、罰則があります。

Q. 施設の数変更で届出の対象ではないが、市にも把握してほしいため届出をしたい。

A. 届出を受付けます。提出する際、その旨を環境生活課までご連絡ください。

Q. 該当施設の入れ替え(同能力)の届出は必要か。

A. 届出不要です。なお、不明な点がある場合は、環境生活課までご連絡ください。

Q. 非常用発電機など非常時のみの使用でも、該当施設ならば届出は必要か。

A. 届出は必要です。非常時のみの使用でも、例外なく規制基準が適用されます。

Q. 特定施設 1 台あたりでは届出に必要な原動機の定格出力を下回るが、特定施設を複数台搭載した装置(定格出力の合計は届出が必要な値を超過)は届出をする必要があるか(空気圧縮機を複数台搭載した冷凍機など)。

A. 届出は不必要です。不明な点がある場合は、環境生活課までご連絡ください。

＝問い合わせ先＝

○会津若松市役所 環境生活課 (栄町第二庁舎 2 階)

T E L : 0242-39-1221

F A X : 0242-39-1420

E -mail : kankyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp